

広島市告示第 359 号

令和 7 年 7 月 16 日

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 171 条第 4 項の規定に基づき、安佐南区農林建設部維持管理課の物品出納員事務の一部を次のとおり委任させたので告示します。

広島市長 松井 一實

- 1 委任を受けた物品分任出納員の設置場所
安佐南区役所農林建設部地域整備課復興工務係（佐東出張所内）
- 2 委任を受けた物品分任出納員
安佐南区役所農林建設部地域整備課 復興工務担当課長 上川 昌裕
- 3 委任させた事務
安佐南区役所農林建設部地域整備課復興工務係（佐東出張所内）における物品の出納保管に関する事務
- 4 委任期間
令和 7 年 4 月 1 日から復興工務担当課長在任期間中